

【情報館】・特にことわりのないものは5月2日(月)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。



### 東日本大震災で避難されている皆さんへ

東日本大震災で避難されている皆さんへ  
国税に関するご相談、還付金の支払・納税証明書の交付のご相談をお受けします。

所沢税務署 ☎29933-9111  
(航空公園駅東口から徒歩7分)  
障害基礎年金の加算範囲拡大と児童扶養手当

障害基礎年金の子の加算運用が見直され、児童扶養手当額が、障害基礎年金の子の加算額を上回る場合は、児童扶養手当を受給することが可能となりました。

児童扶養手当を受給するには、児童扶養手当の新規申請が必要です。なお、平成23年4月分まで遡って受給するには、8月31日(木)までに申請が必要です。

障害基礎年金の受給権発生後に生まれた子に生計維持がある場合、子の加算を行うこととなりました。  
◆申請が必要な方  
配偶者に障害年金の子の加算が

## 東日本大震災救援物資の受け入れ

市民の皆さんからの御厚意により、多くの救援物資が集まっています。ご提供いただいた物資は、順次埼玉県トラック協会のご協力により、被災地へ搬送しています。

受け入れ品目 ▶ 食料(日持ちするもので、手を加えずにすぐ食べられるもの等) ▶ 飲料水(ペットボトル)

◎未使用のもので箱単位に限ります。なお、受け入れ品目等は被災地の状況により変更することがあります。

受け入れ場所 ▶ 市役所1階コミュニティ推進課(土・日曜日、祝休日を除く午前9時～午後5時) ▶ まちづくりセンター(祝休日を除く午前9時～午後5時)

◎生涯学習推進センターでの受け付けは4月11日をもって終了しました。

☎コミュニティ推進課 ☎2998-9083

## 公共施設利用の皆さんへ

これから夏に向けて電力需要の増加が見込まれる中、必要に応じて公共施設の利用制限等を実施することもあります。また、通常業務中でも公共施設では節電を実施しています。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

### ◆公共施設の夜間利用を再開

これまで公共施設では、計画停電の実施に伴い「計画停電時」および、節電に協力する観点から「午後5時以降」を休館としていましたが、午後5時以降の利用を再開しました。

◎災害避難者の受入場所になっている老人憩の家とみおか荘は、当面の間、休館になります。

5月20日(金)から処理区域の拡大に伴い関係図面の縦覧を行います。  
縦覧期間 5月6日(金)～19日(木)  
縦覧場所・☎市役所5階下水道維持課 ☎2998-9211

公共下水道処理区域拡大に伴う縦覧  
☎2921-1080

水道料金のお支払いは、口座振替が便利です。口座振替を希望される方は、ご連絡ください。  
☎水道部営業課

◆検針委託  
法人名等 アクアイースト(株) (志木市上宗岡2-20-31) ☎048-475-1511  
◆委託内容 給水区域内の検針事務  
◆収納委託  
法人名等 S M B Cファイナンスサービス(株) (港区三田3-5-27) ☎03-5444-1518  
◆委託内容 コンビニエンス・ストアでの収納事務

水道料金等の検針と収納委託  
法人名等 アクアイースト(株) (志木市上宗岡2-20-31) ☎048-475-1511  
☎9116へ直接

## 子ども手当のお知らせ

平成23年4月分以降の子ども手当は、22年度の子ども手当と同じ条件で23年9月分まで支給されます。なお、23年10月分以降の手当額等は未定です。詳細が決まりしだい改めてお知らせします。

対 所沢市に住民登録している0歳児～中学3年生(満15歳になった後の最初の3月31日を迎えるまで)の子どもを養育している方  
◎所得制限はありません。

手当月額 子ども一人あたり13,000円  
支給予定 ▶平成23年6月…23年2月～5月分を支給予定 ▶23年10月…23年6月～9月分を支給予定

区分	申請手続
平成23年3月末日までに、22年度子ども手当の受給者登録を所沢市にしている方	申請手続を行なう必要はありません
平成23年4月以降に、新たに所沢市に転入した方	転入・出生の翌日から15日以内に市役所2階こども支援課へ申請(郵送可) 申請時に必要なもの ▶第1子出生および転入の場合 ①印鑑(認め印可) ②申請者名義の預金通帳等口座番号が分かるもの③申請者の健康保険証(原本またはコピー) ▶第2子以降の出生の場合 ①印鑑(認め印可) ◎申請書は市HPで入手できます。
平成23年4月以降に出生した児童を養育している方	

◎公務員の方(独立行政法人等勤務者を除く)は、勤務先で申請してください。なお、公務員でなくなった方は、こども支援課で新規申請してください。  
☎市役所2階こども支援課 ☎2998-9124へ直接

## 5月の休日開庁

開庁日 5月8日(日)、22日(日)  
午前8時30分～午後0時30分

◆市役所1階市民課  
▶転入・転出・転居等による異動届の受付 ▶印鑑登録 ▶各種証明発行 ▶住基カードの申請および交付(電子証明書の取り扱いはありません)

☎市民課 ☎2998-9087  
◆市役所1階国保年金課  
▶国民健康保険および国民年金の手続き  
☎国保年金課 ☎2998-9131(国民健康保険担当)、☎2998-9095(国民年金担当)

【注意事項】  
▶まちづくりセンター等の窓口は開設しません。  
▶日曜日に休業の関係機関への問い合わせが必要な業務は、手続きができないことがあります。  
▶ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。  
▶転入・転出等の届出、各種証明書等の申請の際には、本人確認をさせていただきます。  
▶休日開庁で受け付けできる業務は限定されます。  
▶詳細は、各担当課へお問い合わせください。



## 市税の夜間・休日納税窓口

夜間…5月27日(金)、30日(月)、31日(火)、6月1日(水)  
午後5時～8時

休日…5月29日(日)  
午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

◎電話による納税相談も受け付けます。  
市役所2階収税課 ☎2998-9073

## 5月31日(火)は

■軽自動車税  
■固定資産税・都市計画税(第1期)

の納期限です

▶納期内納付にご協力ください。  
▶ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。